

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 Delta - Fly Pharma 株式会社

【英訳名】 Delta - Fly Pharma, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江島 清

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の5

【電話番号】 088 - 637 - 1055 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 黒滝 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町3丁目11番5号  
日本橋ライフサイエンスビルディング2 6階

【電話番号】 03 - 6231 - 1278

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門担当 黒滝 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

江島清、飯塚健蔵、黒滝健一、岸井幸生、小南欽一郎、谷口明史の6氏を取締役に選任するものであります。

#### 第2号議案 監査役3名選任の件

前田真明、木村正弥、橋本道成の3氏を監査役に選任するものであります。

#### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

小林克行氏を補欠監査役に選任するものであります。

#### 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、その効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える処分を行うものであります。

##### 1. 資本金の額の減少の内容

資本金の額5,804,268,199円のうち5,772,971,361円を減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を31,296,838円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、この資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### 2. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額5,784,268,197円の全額を減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、この資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

##### 3. 剰余金の処分の内容

資本金及び資本準備金から振り替えられたその他資本剰余金の合計額11,557,239,558円を減少させて繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金を増加させることにより、欠損をてん補いたしません。

##### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年8月3日(予定)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案					
江島 清	42,266	4,083	-	(注) 1	可決 85.08
飯塚 健蔵	42,645	3,704	-		可決 85.85
黒滝 健一	41,651	4,698	-		可決 83.85
岸井 幸生	42,209	4,140	-		可決 84.97
小南 欽一郎	41,372	4,977	-		可決 83.28
谷口 明史	41,032	5,317	-		可決 82.60
第2号議案					
前田 真明	42,862	3,508	-	(注) 1	可決 86.25
木村 正弥	43,035	3,335	-		可決 86.59
橋本 道成	41,945	4,425	-		可決 84.40
第3号議案					
小林 克行	42,130	4,240	-	(注) 1	可決 84.77
第4号議案					
	42,997	3,373	-	(注) 2	可決 86.52

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。